

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	新潟県
3. 市区町村名	新潟市
4. 届出番号	17
5. 独自利用事務の事例番号	67-3
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/sonota/bangoseido/number-riyou.html

執行機関名 新潟市長

心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	在宅で重度の重複障がい者の保護者に対する介護見舞金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		新潟市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月1日条例第50号）別表第1 第10の項 在宅で重度の重複障がい者の保護者に対する介護見舞金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年七月二日法律第三十四号）第1条	新潟市在宅重度重複障がい者介護見舞金支給事業実施要綱
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 新潟市在宅重度重複障がい者介護見舞金支給事業（以下「事業」という。）は、施設に入所することが困難な在宅 <u>重度重複障がい者</u> （以下「障がい者」という。）を常時介護する保護者に介護見舞金を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、障がい者の <u>福祉向上</u> に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		新潟市在宅重度重複障がい者介護見舞金支給事務取扱要領 新潟市在宅重度重複障がい者介護見舞金支給事業実施要綱